第四号議案　平成２９年度会費徴収に係る件

平成２９年度の会費は月４００円とし、４月の定例会において１年分を一括して会計に納入するものとします。

なお、年度途中に入会した会員の会費は、入会月を含めた月数分を入会した月の定例会において、一括して会計に納入するものとします。また、年度途中に退会した会員の会費は返金しないものとします。